

## 子の返還調停・調停条項例（返還型）

### 【返還の合意】

- 1 相手方は<sup>1</sup>、平成 年 月 日（日本時間）限り、当事者間の子〇〇（ 年 月 日生）を●●国<sup>2</sup>に返還する<sup>3</sup>。
- 2 前項の合意は、日本国国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 145 条 3 項により、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。

### 【返還方法の合意】

- 1 子の返還は、申立人が子に同行して●●国に渡航する方法により行うものとする。なお、子の●●国への渡航に相手方は同行する。
- 2 子の返還にあたり、申立人が子及び相手方の渡航費用を負担する。

### 【子の返還までの間の日本における暫定的な面会交流等を取り決めた例】<sup>4</sup>

- 1 相手方は、子の返還までの間、申立人と子が以下のとおりの方法で面会交流することを認める。
  - (1) 申立人は、子と週 3 回以上の面会交流を実施する。ただし、週 1 回は 3 時間以上とし、週 1 回は 6 時間以上とする。

<sup>1</sup> 子の返還事件、子の返還調停事件において、「申立人」は子が元いた国（常居所地国）から子を連れ去り又は留置（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下、脚注において「ハーグ条約」という。）の実施に関する法律（以下、脚注において「法」という。）2条に規定する「連れ去り」「留置」を指す。）されたことにより、子の監護に関する権利を侵害された者を指す。「相手方」は子を監護している者を指す（法 26 条）。

<sup>2</sup> 調停条項例中の「●●国」は子が元いた国（常居所地国）を指す。

<sup>3</sup> 子の返還は子を常居所地国であるハーグ条約締約国に返還するもの（法 2 条 8 号）であるため、相手方が申立人に子を引き渡すことを内容とする合意形式とはならない。

<sup>4</sup> 子の返還調停の調停成立から、子の返還までの間に一定程度の期間を要した事例で、子の返還までの間に、申立人と子の面会交流の頻回に実施し、子の自主的な返還を確保しようとしたもの。この条項例の事例では、申立人は子の返還までの間、日本に滞在したため、頻回の直接的面会交流が可能となったと思われる。

- (2) 申立人と子の面会交流は、相手方の立ち会いなく実施する。
  - (3) 申立人は、子と週3回以上スカイプ等のインターネットテレビ電話による交流を行う。
- 2 当事者双方は、平成〇年〇月〇日から子の返還までの間、子が申立人と日本で過ごすことに合意する。
- 3 当事者双方は、子の旅券及び永住権証明書を、子の返還までの間、相手方において保管することに合意する<sup>5</sup>。

#### 【返還後の面会交流等の取り決め】

(居所の指定と面会交流を定めた例)

- 1 当事者双方は、●●国で子の監護についての手続が係属している間、相手方の●●国での居所を子の居所とすることに合意する。なお、子の居所についての本合意は、監護権に関する合意を含むものではない<sup>6</sup>。
- 2 当事者双方は、●●国で子の監護についての手続が係属している間、当事者双方の同意又は裁判所の許可がない限り、子を●●国から出国させないことを相互に約束する。
- 3 相手方は、申立人に対し、●●国の裁判所で子の監護についての手續が係属している間、申立人が子と週3泊程度の面会交流をすることを認める。その日時、場所及び方法等については、子の福祉に配慮して、当事者双方が協議して定める。

---

<sup>5</sup> この条項例では、第2項により、子の返還までの間、申立人が子と過ごすことにしたため、子の旅券等を相手方（代理人）が保管することにより、調停合意した子の返還期限前に、申立人が子を常居所地国に帰国させることを予防したものであると思われる。

<sup>6</sup> 常居所地国に子が返還された場合、子の監護に関する処分は常居所地国の法令に従い判断等がされることになる。そのため、常居所地国で相手方が子と同居していることをもって、監護に関する合意をしたものではないと注意的に定めたものであると思われる。

(面会交流の詳細な方法を定めた例)

当事者双方は、相手方が次のとおり子と面会交流をすることができることを相互に確認する。

- 1 相手方は、20●●年と20●●年について、それぞれ連続する10週間、子と日本において面会交流することができる。当該面会交流の開始日は、6月15日以降、最終日は8月28日とし、開始日は、最終日を変更しない限り、事情により遅らせることができるものとする。
- 2 相手方は、20●●年以降について、それぞれ連続する5週間、子と日本において面会交流をすることができる。この連続する5週間の始期は、当該月の第1日曜日とし、最終日はその5週間後の土曜日とする。
- 3 当事者双方は、他方当事者の同意がない限り、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の非加盟国に子を連れて旅行したり、居住したりしないものとする。
- 4 申立人又は相手方が、子を同伴して日本又は●●国以外へ旅行する場合、他方当事者に対し、滞在先を含む旅行計画を、少なくとも旅行の1か月前までに、開封確認付きの電子メールで送付するものとする。
- 5 前項の旅行計画を受け取った当事者は、受領後72時間以内に受領した旨の返信をするものとする。
- 6 当事者双方は、病気、仕事等により、面会交流の時期及び期間について支障が生じた場合は、他方当事者にその旨速やかに申し入れるものとし、当事者双方は面会交流の計画について誠実に協議する。
- 7 第1項の面会交流は次のとおり実施する。
  - (1) 相手方は、面会交流の開始に当たり、自らの費用で子を日本に連れて行くものとし、●●国に子を迎えに行く。相手方は、少なくとも子を迎えに行く日の1か月前には、申立人に対し、いずれの日に迎えに行くか知らせるものとする。
  - (2) 申立人は、面会交流の終了に当たり、自らの費用で子を●●国に連れて行く

ものとし、子の日本滞在の最終日に日本に子を迎えて行くものとする。

8 第2項の面会交流について、申立人は、子が日本に行く際の子の往復航空券を自費で購入するものとする。

9 面会交流の具体的な日程及び子の受け渡しをする空港については、当事者双方の間で1か月前までに決定するものとし、子と共にいるほうの当事者において、空港まで子を連れて行くこととする。

10 当事者双方は、子と一緒にいない方の当事者が、2週間に1回、土曜日に1時間程度、電話又はビデオ通話によって、子と交流することに合意する。

(長期休暇期間中の面会交流を定めた例)

申立人は、相手方と子が2年に1回、子の夏期休暇中、4週間程度、日本において宿泊を伴う面会交流をすることを認める。

(週末の宿泊等を定めた例（相手方が子とともに常居所地国に戻った事例）)

1 当事者双方は、子の返還後、申立人が土曜日と日曜日に子と過ごし、相手方が月曜日から金曜日まで子と過ごすことに合意する。相手方は、金曜日の夜に子を申立人に引き渡し、申立人は、日曜日の夜に子を相手方に引き渡す。

2 当事者双方は、申立人が月曜日から金曜日までの間に子と面会交流すること、相手方が土曜日と日曜日に子と面会交流することを認め、その日時・場所・方法については当事者双方で協議して定める。

#### 【相手方のビザ取得に関する条項】

申立人は、相手方が、●●国に滞在するため必要がある場合は、●●国における相手方のビザの取得に協力する。

### 【刑事訴追等に関する合意】<sup>7</sup>

(例 1)

申立人は、子の連れ去り（留置）に関し、現時点で相手方を刑事告訴していないこと（刑事処分を求めていないこと）を保証し、今後相手方を刑事告訴するなどの刑事手続をとらないことを約束する。

(例 2)

申立人は、本調停成立後、速やかに、●●国においてした相手方に対する告訴を取り下げ、告訴取下げを証する書面を相手方に送付することとする。

### 【ミラーオーダー】<sup>8</sup>

当事者双方は、本件合意内容に、●●国における判決と同様の法的拘束力を持たせるため、本調停成立後、速やかに、●●国の裁判所において、本件合意内容を判決・命令・和解その他判決と同様の効力を有する裁判文書とするための必要な手続を行うこととする。手続に必要な費用は、当事者双方がそれぞれ負担することとする。

以上

---

<sup>7</sup> 申立人が、相手方による子の連れ去りを誘拐であるとして告訴をするなどして刑事事件化している場合、相手方が常居所地国に入国等することを可能とするため、常居所地国での告訴の取下げに関する合意をすることがある。

<sup>8</sup> ある国の裁判所がした判決・命令等と同様の効力を有する命令を他の裁判所において獲得するため、ある国の裁判・命令等の内容を鏡（MIRROR）のごとく反映させたもの。

## 子の返還調停・調停条項例（不返還型）

### 【不返還の合意】

当事者双方は、当事者間の子〇〇（平成 年 月 日生）を●●国に返還しないことを合意する。

### 【面会交流の取り決め】

#### （直接の面会交流等を定めた例 1）

相手方は、申立人が子と以下の方法で面会交流をすることを認める。

1 年2回、日本又は申立人の居住地において面会交流をする。

(1) 本調停成立後、初回の面会交流は日本で行うものとし、子の長期休暇期間中に7日程度行う。

(2) 本調停成立後、2回目の面会交流は●●国で行うものとし、子の長期休暇期間中に7日程度行う。当該面会交流について、申立人は、相手方が自費で子に同行することを妨げない。子の渡航費用は、申立人が負担する。

(3) 当事者双方は、面会交流の日時、場所、方法について、子の意思を尊重し、誠実に協議して子の利益のために決定する。

(4) 当事者双方は、本調停成立後、2回目以降の面会交流について、初回の面会交流を踏まえ、期間の伸長や宿泊を伴うことの可否を含め、日時、場所、方法について、子の意思を尊重し、誠実に協議して決定する。

2 相手方は、申立人に対し、子の成績表の写しを毎学期終了後速やかに送付する。相手方は、子が入院を要するような重い疾病、傷害を受けた場合にも、申立人に対し、その旨通知する。

#### （直接の面会交流等を定めた例 2）

相手方は、申立人が、子と次のとおり面会交流することを認め、その日時、場所、方法については、子の福祉に配慮し、当事者双方が協議して定める。

- ① 平成〇〇年1月から平成30年3月まで  
年12回、1回につき3時間の日帰りの面会
- ② 平成30年4月から平成31年3月まで  
年12回、1回につき8時間の日帰りの面会
- ③ 平成31年4月から平成32年3月まで  
年12泊の面会。ただし、1回の宿泊につき1泊を限度とする。
- ④ 平成32年4月から平成35年3月まで  
年12泊（連泊も可能とするが、2泊3日を限度とする。）の面会に加え、  
春休み、夏休み、冬休みの長期休暇期間中に合計14日の面会（連泊も可能と  
する。）
- ⑤ 平成35年4月以降  
年12泊（連泊も可能とするが、2泊3日を限度とする。）の面会に加え、  
長期休暇期間中に合計21日の面会（連泊も可能とする。）

#### (スカイプの利用・例1)

相手方は、申立人に対し、週1回、スカイプ等のインターネットテレビ電話を利  
用して、子と面会交流することを認める。

ただし、子が当日のスカイプ等の面会交流に応じない対応を示し、継続してスカ  
イプ等での面会交流ができない状況に至った場合には、その時点で終了する。

#### (スカイプの利用・例2)

相手方は、申立人に対し、1か月に2回、スカイプ等のインターネットテレビ電  
話の方法により、子と申立人が相互に交信することを認め、その実現に協力する。

(ハーグ面会交流<sup>9</sup>の事例（参考）)

- 1 相手方は、申立人が子と最低年2回、子の長期間の学校休暇の頃に、東京都内又はその近郊で面会することを認める<sup>10</sup>。面会の実施にあたっては、子の福祉に十分配慮する。
- 2 当事者双方は、申立人と子の前項の面会にあたり、面会を円滑に進めるため、面会交流支援者（I S S J）による支援を受けることとし、面会の日時場所等の調整支援及び面会の同行支援（通訳を含む。）を受けることに同意する。ただし、申立人と子が、相手方を介さずに直接のコミュニケーションをとることができるようになった場合には、この限りではない。
- 3 第1項の面会に際し、施設利用料・昼食代等の面会に関する費用（支援者の分も含む。）及びI S S Jの支援に係る費用は、申立人の負担とする。ただし、面会場所までの交通費は各自の負担とする。
- 4 子の中学校入学以降、申立人と子が、直接のコミュニケーションをとることができるようになり、かつ、子が単身で●●国に渡航することを前提に●●国での面会を希望する場合には、相手方は、第1項の面会に加え、申立人と子が●●国で面会することを認める。
- 5 前項の面会に際し、申立人は、相手方と、又は直接子と事前調整を行い、渡航日時・滞在場所を決めることとする。面会の実施にあたっては、子の福祉に十分配慮する。
- 6 第4項の面会に際し、子の渡航費用・宿泊費用・食事代等の●●国滞在に係る

---

<sup>9</sup> 子の返還の申立てをした者、外国返還援助決定を受けた者、日本国面会交流支援決定を受けた者が、日本にいる子との面会交流を求め、日本の裁判所に面会交流の調停又は審判を申し立てた場合、法148条以降に規定される面会交流の調停、審判の手続等に関する特則が適用される。

<sup>10</sup> ハーグ面会交流の調停、審判は、ハーグ条約締約国に居住する申立人が、日本の所在する子との面会交流を求めるものである。そのため、面会交流の基本的な取り決めとしては、子が日本にいることを前提とした日本での面会交流になると考えられる。調停条項例では、日本での面会交流のほか、日本以外の国（子が以前常居所を有していた国であると思われる。）での面会交流についても、子の成長度合いに応じて実施することを定めたものである。

費用は、申立人の負担とする。

7 第4項の面会に際し、●●国において子に突発的な事態が生じ、相手方又は相手方の親族が●●国に渡航する必要が生じた場合は、申立人は相手方又は相手方の親族の渡航費用・宿泊費用を一人分負担することとする。

以 上